

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成19～25年度)

(対象：正会員・準会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成19年度	2,577	1,196	43	59
平成20年度	1,986	982	32	22
平成21年度	2,317	1,165	30	33
平成22年度	1,962	1,103	27	45
平成23年度	1,445	643	26	41
平成24年度	1,012	428	17	9
平成25年度	896	472	19	13
平成25年 4月～6月	233	108	6	5
平成25年 7月～9月	207	153	5	3
平成25年10月～12月	263	126	6	4
平成26年 1月～3月	193	84	2	1

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 ①	うち補償件数 ②	補償率 ②÷①
平成20年度	1,977	1,761	89.1%
平成21年度	2,301	2,076	90.2%
平成22年度	1,957	1,749	89.4%
平成23年度	1,425	1,273	89.3%
平成24年度	994	898	90.3%
平成25年度	873	763	87.4%
平成25年 4月～6月	228	212	93.0%
平成25年 7月～9月	202	168	83.2%
平成25年10月～12月	255	215	84.3%
平成26年 1月～3月	188	168	89.4%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員190行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,051	446	20	14
平成26年4月～6月	299	133	5	3
平成26年7月～9月	288	112	7	7
平成26年10月～12月	271	109	4	3
平成27年1月～3月	193	92	4	1
平成27年度	985	506	16	13
平成27年4月～6月	281	130	3	1
平成27年7月～9月	297	168	6	4
平成27年10月～12月	218	113	3	5
平成28年1月～3月	189	95	4	3
平成28年度	240	123	5	3
平成28年4月～6月	240	138	5	3
平成28年7月～9月				
平成28年10月～12月				
平成29年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,020	921	90.3%
平成26年4月～6月	294	273	92.9%
平成26年7月～9月	282	253	89.7%
平成26年10月～12月	267	236	88.4%
平成27年1月～3月	177	159	89.8%
平成27年度	895	829	92.6%
平成27年4月～6月	261	242	92.7%
平成27年7月～9月	280	264	94.3%
平成27年10月～12月	197	177	89.8%
平成28年1月～3月	157	146	93.0%
平成28年度	74	56	75.7%
平成28年4月～6月	74	56	75.7%
平成28年7月～9月			
平成28年10月～12月			
平成29年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上